

提出上の注意

この申請書は、職業訓練計画の開始1ヶ月前に、事前に作成した職業訓練計画（全体）（様式第2-1号）、職業訓練計画（訓練コース）（様式第2-2）、職業能力開発推進者選任調べ（写）、雇用保険適用事業所設置届（写）とともに、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。また、当該労働局長が指揮監督する安定所長を経由して提出することもできます。

また、申請に当たっては、定款、会社案内、事業報告（計画）書、会社設備概要などの成長分野等に該当する事業を行っていることを証明する資料を添付してください。なお、成長分野等一覧表の分類番号2に該当する場合は、健康や環境分野に関する建築物等を建築していることを証明する資料を、分類番号3-1に該当する場合は、環境や健康分野に関する製品を製造していることを証明する資料を、分類番号3-2に該当する場合は、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との受注契約締結等、取引関係があることを証明する資料（例えば契約書等）を、分類番号7に該当する場合は、環境や健康分野に関連する技術開発を行っていることを証明する資料を、分類番号12に該当する場合は、環境や健康分野に関連する事業を行っていることを証明する資料をそれぞれ添付してください。

申請にあたっての留意点

- 1 本奨励金は、支給については、支給対象訓練を受けた労働者1人につき20万円（中小企業事業主が学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院を利用した場合は50万円）を上限とします。
- 2 管轄労働局長は、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、奨励金の支給を行いません。
- 3 奨励金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該奨励金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

記入上の注意

- 1 「*決裁欄」には記入しないでください。
- 2 各欄ともこの申請書提出日における現況を記入してください。
- 3 4欄は、「小売業（飲食店を含む）」、「サービス業」、「卸売業」、「その他」のうち該当する欄に「○」を付け、「その他」の場合は（ ）内に具体的な業種を記入してください。（事業の区分は、日本標準産業分類（総務省編）に基づきます。）
- 4 5欄は、「雇用保険適用事業所設置届」に記載している事業の概要を記入してください。
- 5 6欄は、本申請時点での、企業の資本金又は出資の総額を記入してください。
- 6 7欄及び8欄でいう「常時雇用する労働者」とは2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。
- 7 7欄は、本申請時点での、この申請書を提出する企業全体の常時雇用する労働者総数を記入してください。
- 8 8欄は、本申請時点での、この申請書を提出する事業所（雇用保険の適用事業所）の常時雇用する労働者数を記入してください。
- 9 9欄「企業規模」において「中小企業事業主」に該当する事業主は、下表「4欄の企業の主たる事業」の区分ごとに、「6欄の企業の資本の額又は出資の総額」、又は「7欄の企業全体の常時雇用する労働者数」のいずれか一方に該当する事業主を指します。

4欄の企業の主たる事業	6欄の「企業の資本の額又は出資の総額」	7欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

- 10 10欄は、成長分野等一覧表の分類番号を記入してください。
- 11 11欄は、成長分野等の事業概要を具体的に記入してください。
- 12 12欄は、事業所で選任している職業能力開発推進者について記入してください。
- 13 13欄は、職業訓練計画で算出した支給見込額を記入してください。
- 14 14欄は、今回申請する職業訓練計画期間を記入してください。なお、職業訓練計画期間は原則1年ですが、支給対象訓練に必要な時間数が確保される場合は、計画期間を6ヵ月以上とすることができますので管轄労働局又は安定所にご相談ください。
- 15 15欄には、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。
- 16 16欄は、本奨励金の受給資格認定日から過去3年間において、雇用保険二事業の助成金にかかる不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 17 17欄の申請に関する担当者は、本奨励金の申請に関して、管轄労働局等との質疑応答が可能な方を記入してください。